

高野口変電所の変圧器点検における微量PCB廃棄物の不適切な取扱い概要

1. 不適切な取扱いの概要

【点検実施場所】 和歌山県橋本市高野口町名古屋 3 4 5 番地の 1 高野口変電所内

【事象判明日】 平成 2 5 年 2 月 6 日

【不適切な取扱いを行った微量PCB廃棄物】

- ・電気絶縁油 236 [L] (PCB濃度 0.8 [mg/kg])
- ・その他汚染物 (ウエス、油吸着マット等) 約 30 [kg]

【関係する法令】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

2. 経緯

- ・H15. 11. 27 当該変圧器のPCB濃度測定
- ・H24. 1. 25 平成 2 4 年度点検計画を策定 (当該変圧器をPCB混入なしと誤認)
- ・H24. 12. 13 高野口変電所変圧器点検実施
電気絶縁油等を和歌山電力システムセンター (和歌山市加納) へ運搬
- ・H25. 1. 17 電気絶縁油を当社が賃借している大阪市内の油タンクへ運搬
- ・H25. 2. 6 電気絶縁油に微量のPCBが混入していることが判明

3. 原因および再発防止対策

当該変圧器については、微量のPCBが混入していることを事前に把握していたものの、点検計画策定時にPCB混入有無の確認が不十分であったこと、また点検作業時に当該変圧器に明示したPCB混入表示に気付かなかったことに起因しております。

今後は、点検計画策定時および点検実施時におけるPCB含有チェック方法の見直しおよび現場機器のPCB混入の明示方法を改善するとともに、微量PCB混入機器等の取扱いに関する社内ルールを再徹底するなどして、再発防止に努めてまいります。

4. 今後の対応

不適切な取扱いを行った電気絶縁油については、一部社外で燃料油として使用されているものを除き、回収し適切に処理を実施いたします。

なお、その他汚染物については、弊社PCB廃棄物保管場所にて適切に保管、管理しています。

5. 環境への影響

微量PCB廃棄物については、運搬および保管中に散逸・漏洩していません。また、一部燃料として使用されている電気絶縁油についても、売却用タンクにて今回の電気絶縁油と他のPCB廃棄物ではない電気絶縁油とを合わせて保管していたため、売却時に実施したPCB混入検査において基準値 (0. 5 mg/kg) 以下であることを確認しており、環境への影響はないものと考えております。